

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 評価の組織（第七条—第二十条）

第三章 雑則（第二十一条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、学校法人中央大学並びにその設置する学校及び研究所（以下「本学」という。）における大学評価について必要な事項を定める。

（大学評価の方法）

第二条 前条に定める大学評価は、次の各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 本学の教育水準の向上に資し、本学の諸活動の社会的説明の責務を全うするため、客観的な指標に基づいて本学の教育研究及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行うこと。
- 二 認証評価 前号の結果について、その妥当性と客観性を担保するため、文部科学大臣の認証を受けた機関（以下「認証評価機関」という。）による評価を受けること。

（評価の範囲）

第三条 大学評価の範囲は、本学における教育研究及び管理運営に関連する分野とする。

（結果の公表）

第四条 大学評価の結果は、報告書を作成し、公表するものとする。

（結果の活用）

第五条 本学の構成員及び各機関は、大学評価の結果に基づき、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の質的水準の向上と質の保証に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行う（以下「内部質保証活動」という。）ものとする。

- 2 大学評価の結果は、本学の単年度及び中長期の事業計画の策定、実施及び検証に反映させるものとする。

（大学評価の総括）

第六条 大学評価は、学長が総括する。

## 第二章 評価の組織

### (設置)

第七条 大学評価の実施に関する事項を処理するため、本学に中央大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）を置く。

### (構成)

第八条 大学評価委員会は、次に掲げる者で構成する。

- 一 学長
- 二 常任理事
- 三 学長が指名する副学長 一人
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 研究科委員長の互選による者 一人
- 七 研究所長の互選による者 一人
- 八 事務局長
- 九 総務部長
- 十 学事部長

2 理事長は、大学評価委員会に出席して、意見を述べることができる。

### (委員長)

第九条 大学評価委員会の委員長は、学長とする。

- 2 委員長は、大学評価委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、大学評価結果に対する改善状況を理事長に報告する。
- 4 委員長は、大学評価委員会が定める基本方針に従って、第十六条及び第十七条に定める大学評価諸機関とそれらに関連する各組織に対し、助言及び勧告を行うことができる。

### (副委員長)

第十条 大学評価委員会の副委員長は、第八条第一項第二号の常任理事の互選による者一人及び第八条第一項第三号の副学長とする。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長を代行する。
- 3 前項の代行は、委員長があらかじめ指定した順序による。

### (任務)

第十一条 大学評価委員会は、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- 一 大学評価の実施・運営に関する基本的な事項

- 二 自己点検・評価の確定
- 三 内部質保証活動の推進に関する基本的な事項
- 四 大学評価結果の公表に関する事項
- 五 認証評価機関の選定に関する事項  
(委員会の議決)

第十二条 大学評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第十三条 大学評価委員会は、必要に応じて、大学評価委員会の委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(各種委員会の設置)

第十四条 大学評価委員会の定めるところにより、大学評価を行うため、大学評価委員会の下に、次条から第十八条に定める委員会を置く。

- 2 大学評価委員会は、大学評価のために必要がある場合には、前項の委員会以外の機関を置くことができる。
- 3 前二項の機関に関する細目は、大学評価委員会が別に定める。

(大学評価推進委員会)

第十五条 中央大学大学評価推進委員会（以下「大学評価推進委員会」という。）を置く。

- 2 大学評価推進委員会は、第十一条に定める大学評価委員会の審議のために必要な原案を作成し、大学評価委員会の議決に基づく大学評価の実施に関する事項を取り扱うほか、大学評価委員会が別に定める事項を取り扱う。ただし、次条から第十八条に定める委員会が取り扱う事項を除く。
- 3 大学評価推進委員会は、次条及び第十七条に定める委員会が実施する点検・評価に関して報告を受け、その内容及び表現等について調整することができる。

(組織別評価委員会)

第十六条 中央大学大学評価組織別評価委員会（以下「組織別評価委員会」という。）を置く。

- 2 組織別評価委員会は、教育研究及び管理運営に関し、当該組織の点検・評価を行うほか、大学評価委員会が別に定める事項を取り扱う。
- 3 組織別評価委員会の名称及び組織については、別に定める。

(分野系評価委員会)

第十七条 中央大学大学評価分野系評価委員会（以下「分野系評価委員会」という。）を置く。

2 分野系評価委員会は、前条に定める組織別評価委員会の組織を越えて、点検・評価分野系毎に点検・評価を行うほか、大学評価委員会が別に定める事項を取り扱う。

3 分野系評価委員会の名称及び主たる構成組織については、別に定める。

（外部評価委員会）

第十八条 本学の自己点検・評価活動について、その客観性及び妥当性を高めるため、中央大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

2 外部評価委員会の委員は、高等教育及び自己点検・評価について高度の知見を有する学外有識者の中から大学評価委員会が選考し、学長がこれを委嘱する。外部評価委員会の委員の人数は十三人以内とする。

3 前項に定める委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。また、前項の委員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関して必要な事項は、大学評価委員会が別に定める。

（任務）

第十九条 外部評価委員会は、本学の自己点検・評価の結果についてその客観性及び妥当性に関する検証及び評価を行い報告書を取りまとめ、これを大学評価委員会委員長に提出する。この場合において、外部評価委員会は、本学における自己点検・評価活動の改善に資する助言を付することができる。

2 外部評価委員会から報告書の提出及び助言がなされた場合には、大学評価委員会委員長は、これを学内外に広く周知するとともに、必要に応じて、大学評価委員会において自己点検・評価活動の改善にこれを活用するものとする。

（守秘義務）

第二十条 外部評価委員会の委員は、前条の規定による任務を遂行するにあたり知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。

### 第三章 雑則

（本規程によらない自己点検・評価等の取扱い）

第二十一条 本学の学部、大学院研究科その他の機関が本規程に依拠せず行う自己点検・評価及び認証評価その他の第三者評価については、その決定を尊重するものとする。

2 前項の場合において、当該機関は、大学評価推進委員会にその経過及び結果を報告するものとする。

3 大学評価推進委員会は、必要に応じて、第一項の点検・評価等の実施に協力し、助言を行うことができる。

(事務所管)

第二十二條 大学評価委員会、大学評価推進委員会及び外部評価委員会に関する事務は、総務部及び学事部が共同して所管し、学事部企画課が総括する。

2 組織別評価委員会及び分野系評価委員会に関する事務は、総務部及び学事部の協力を得て、関係する組織の事務組織が所管する。

(規程の改正)

第二十三條 この規程の改正は、大学評価委員会の議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年十二月十日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二中「戦略経営研究科」に関する規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 組織別評価委員会及び分野別評価委員会において戦略経営研究科に関する点検・評価については、別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、平成二十年四月一日までの間は、ビジネス・スクール開設準備室が担うものとする。

(中央大学大学評価委員会規程等の廃止)

3 次に掲げる規程等は、廃止する。

一 中央大学大学評価委員会規程（規程第千八百十二号）

二 中央大学大学評価推進室設置要綱

附 則（規程第二千三百二十六号）

この規程は、平成二十一年十一月九日から施行する。

附 則（規程第二千五百八号）

(施行期日)

1 この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に就任する第十八条第二項に定める委員の任期は、第十八条第三項の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までとする。

附 則（規程第二千五百四十八号）

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千六百十九号）

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千六百五十七号）

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千六百七十号）

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八百二十三号）

この規程は、令和二年一月二十日から施行する。

附 則（規程第二千八百六十七号）

この規程は、令和二年十月二十六日から施行する。

改正 平成二九・一〇・九（規程第二千七百二十号） 平成三〇・一〇・一二（規程第二千七百六十三号） 令和三・一〇・一五（規程第二千九百三十号）

（了解事項）

- 1 本学は、大学評価の結果に基づく改善のための条件整備に努めるものとする。
- 2 附属の中学校及び高等学校については、当分の間、本規程による点検・評価を行わない。